平成２７年（フ）第１６２号
千葉県佐倉市石川285番地１　スプリングランドＥ棟101、開始決定時の住所千葉県印旛郡酒々井町本佐倉263番地151
破産者　松原　幹夫
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（フ）第５７４号
東京都調布市調布ケ丘３丁目38番地２エステート調布ケ丘101、破産手続開始決定時の住所東京都調布市調布ケ丘１丁目２番地１ベルエア調布204
破産者　中林　堅一
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１０９７号
横浜市旭区万騎が原88番地の14
破産者　株式会社ルチア
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８７号
静岡市葵区千代１丁目５番38号
破産者　有限会社不二商会
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７８号
広島県福山市引野町１丁目14番26号
破産者　有限会社フラワー黒崎
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第３３９号
東京都八王子市元横山町２丁目５番３号
破産者　株式会社コントラクトマネジメント
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第５４４号
東京都昭島市東町４丁目13番４号
破産者　有限会社谷沢総建
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５３号
神奈川県秦野市下大槻769番地
破産者　有限会社丸国電子機器
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２３５号
岡山県倉敷市大畠１丁目21番26号
破産者　梅本　惠子
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２３０号
岡山県倉敷市玉島八島606番地の２
破産者　株式会社木田
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２３１号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎２丁目６番19号
破産者　株式会社ＤＬＨ
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３７０号
大分市大分流通業務団地１丁目３番14
破産者　エス・イー・エス株式会社
1　決定年月日　平成27年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５７５号
さいたま市岩槻区釣上1607　プリムラ101号、住民票上の住所茨城県つくば市研究学園５丁目16番地３　日信ビル505号
破産者　古原　賢治
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５１４号
静岡市葵区籠上17番７―302号
破産者　江崎　嘉明
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６１７号
静岡県焼津市保福島580番地の１、旧住所静岡県藤枝市岡部町岡部1073番地の１
破産者　菅野　惠子
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２９６号
静岡県焼津市保福島580番地の１、旧住所静岡県藤枝市岡部町岡部1073番地の１
破産者　菅野　正敏
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３３０号
静岡県榛原郡吉田町住吉5073番地の１　グランストーク桜201、旧住所静岡県榛原郡吉田町住吉4846番地の１
破産者　田形　　勝
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５号
大阪府岸和田市南上町２丁目20―３―503、開始決定時の住所大阪府岸和田市野田町１丁目15番28―1002号
破産者　藤井　佐枝
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第９９号
大阪府泉佐野市日根野1455番地
破産者　ビューティーサロン美陽こと　田中　陽子
1　決定年月日　平成27年10月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１１９１号
札幌市清田区美しが丘４条６丁目４番３―405号
破産者　桑原美代子
1　決定年月日　平成27年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部